

5 沖縄の韓国人慰霊塔建立と冷戦体制

なり た ち ひろ
成 田 千 尋

はじめに

本稿のテーマとなる韓国人慰霊塔は、1975年に沖縄県営平和祈念公園の一角に建立されたものである。訪れる人は多くはないが、6月23日の「慰霊の日」に関連して取り上げられることが多く、現在に至るまで、沖縄戦の中で多くの朝鮮半島出身者が犠牲となったことを伝え続けている。この慰霊塔の周辺は、現在は「韓国人慰霊塔公園」となっており、入り口近くには、韓国の詩人李殷相イウンサンが作成した「英霊たちに捧げる歌」という韓国語の詩とともに、日本語、韓国語、英語によって、以下のような説明文が刻まれている。

1941年 太平洋戦争が勃発するや多くの韓国青年達は日本の強制的徴募により大陸や南洋の各戦線に配置された。この沖縄の地にも徴兵、徴用として動員された1万余名があらゆる艱難を強いられたあげく、あるいは戦死、あるいは虐殺されるなど惜しくも犠牲になった。

祖国に帰り得ざるこれら冤魂は、波高きこの地の虚空にさまよいながら雨になって降り風となって吹くであろう。この孤独な靈魂を慰めるべく、われわれは全韓民族の名においてこの塔を建て謹んで英霊の冥福を祈る。

願わくば安らかに眠られよ。



図1 韓国人慰霊塔公園の入り口近くの様子

(2019年6月23日、筆者撮影)

(備考) 左から順に英語、日本語、韓国語の説明文及び李殷相の詩が刻まれた石板が設置されており、その奥に慰霊塔がある。



図2 韓国人慰霊塔の正面から撮った写真

(2019年6月23日、筆者撮影)

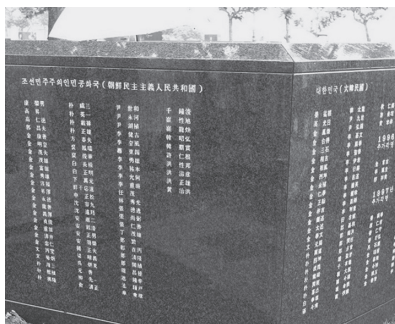


図3 平和の礎に刻まれた朝鮮半島出身者の名前

(2019年6月23日、筆者撮影)

その奥に進むと、朝鮮半島の方向を指し示す矢印が置かれた円形の広場があり、その後ろに韓国各地から集められた石を周りに置いたドーム型の石塚がある。塚の前にある碑には、^{パクチヨンヒ}朴正熙大統領の揮毫による「韓国人慰霊塔」の文字が刻まれている(図2)。韓国政府が建立に関与しているこ

とから、冒頭の説明文にある「1万余名」は、沖縄戦中に犠牲となった朝鮮人数を「1万人」とする根拠にされることもある。

一方、韓国人慰霊塔から少し離れた場所にある、沖縄戦で亡くなった全ての人々を追悼するために沖縄県が1995年に建立した「平和の礎」にも、朝鮮半島出身者の名前が出身地別に「大韓民国」と「朝鮮民主主義人民共和国」に分けられて刻まれている（図3）。しかし、その数は2020年6月現在でも464名でしかない。沖縄戦に動員された朝鮮人についての調査・研究活動を積極的に行っている NPO 法人「沖縄恨之碑の会」の HP によれば、朝鮮人の刻銘が進まない理由は、①死亡者の調査が進んでいないこと、②韓国、北朝鮮国内で、沖縄の「平和の礎」への刻銘事業がほとんど知られていないこと、③遺族自身が、肉親が沖縄で死亡したと知らない場合も多いこと、④一部では日本の慰霊塔に名前を入れたくないとする遺族がいること、⑤沖縄県の刻銘基準では、沖縄戦で死亡したことが証明できる正式な書類が必要条件となっているが、朝鮮人の犠牲者は殆んどが「行方不明」とされ、いまだに正式な戦死認定を受けていないということなどがあるとされている¹。同会の会員である沖本富貴子氏は、竹内康人編『戦時朝鮮人強制労働調査資料集2』（神戸学生青年センター、2012年）などに記された動員数をもとに、3461名が動員され、701名が死亡したことを明らかにした²。名簿自体がない場合や、名簿に記載されていない場合もあることを考慮すれば、名簿から分かるのは最低限の数字であると考えられるが、やはり1万余名という数字とは大きな開きがある。沖縄戦に動員された朝鮮人の実態については、未だに未解明な部分が多い中、韓国政府はなぜ1975年に沖縄にこの碑を建て、そこに「1万余名」という数字を刻んだのだろうか。

¹ 「NPO 法人 沖縄恨之碑の会」HP (<https://hannohinokai.jimdofree.com/>) の「県内の朝鮮人に関する慰霊塔」のページ「平和の礎」（最終アクセス日：2020年10月28日）。

² 沖本富貴子編著『沖縄戦に動員された朝鮮人——軍人・軍属を中心にして——』アジェンダ・プロジェクト、2020年、8頁。

本稿は、韓国人慰霊塔が沖縄に建立されるまでの経緯を、日本に復帰した直後の沖縄の社会状況や、韓国と沖縄の関係を規定してきた冷戦体制との関わりから明らかにすることを目的としている。

この韓国人慰霊塔の建立事業については、近代から現代に至る韓国と沖縄の関係を検討した辛珠柏^{シンジュベク}の論文において、在日本朝鮮人総聯合会（以下、朝鮮総聯）が沖縄に慰霊塔を建立するために募金活動を行っているという情報を得た韓国政府が、北朝鮮との体制優越競争の中で北朝鮮を排除し、勝利しなければならないという次元で建立したということが、塔建立に関わる韓国の外交文書などの分析から既に明らかにされている³。ただし、この論文は慰霊塔建立事業そのものに対する分析は目的としていないため、実際に沖縄に慰霊塔が建立された経緯については、明らかにされていない部分がまだ多く残されている。また、沖縄戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑（塔）・追悼碑についての調査と考察をまとめた研究ノートも存在しているが、韓国人慰霊塔の建立目的については、韓国政府が「北朝鮮の沖縄浸透阻止」を主要目的に、慰霊事業を対北朝鮮戦略の一環として行った」という、前述の韓国外交文書の内容を報じた琉球新報の記事を引用するにとどまっている⁴。復帰前後の朝鮮人に関する言説と沖縄の社会状況の関係については、近年呉世宗^{オセジョン}の研究⁵において考察が行われており、韓国人慰霊塔については、やはり朝鮮半島の南北対立との関係を指摘し、「韓国

³ 신주백 「한국근현대사와 오키나와 -상훈과 기억의 연속과 단절」 『한국민족운동사연구』 50号、2007年3月。また、小林聡明氏も同じ韓国外交部の文書を検討されており、研究会で報告されたレジュメをご本人から提供して頂いた。また、その一部は2011年6月号の東北亞歴史財団『ニューズレター』に「오키나와 반환과 한반도」 (<https://www.nahf.or.kr/webzine/view.do?cid=26986>) として発表されている。

⁴ 金美恵 「沖縄戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑（塔）・追悼碑に関する研究ノート」 『地域研究』 20号、2017年12月。

⁵ 呉世宗 『沖縄と朝鮮のはざままで——朝鮮人の〈可視化／不可視化〉をめぐる歴史と語り』 明石書店、2019年。

という国家体制の重視、そして反共イデオロギーがベースとなったため、被害にあった人々を南北分断の下で不可視化する性格を帯びることとなった⁶」と分析されているが、同慰霊塔建立事業に対する詳細な検討は行われていない。本稿では、これらの先行研究の成果を踏まえつつ、第二次世界大戦後の沖縄と朝鮮半島の関係の変化の中で、韓国人慰霊塔建立事業について検討し、この塔がいかなる政治状況の中で建立されたのかを明らかにすることを試みる。沖縄県内の他の数か所にも朝鮮人に関する碑や塔が建てられているが⁷、韓国政府が建立を推進したのは韓国人慰霊塔のみであり、沖縄が日本に復帰してから間もない時期であったという点においても、いかなる状況の中で建立されたのかを明らかにすることには意味があると考えられるためである。史料としては、日韓の外交文書及び沖縄の新聞、在日本大韓民国居留民団（以下、民団）及び朝鮮総連関係者が発行した新聞等を使用した。

1. 米軍統治下における沖縄と朝鮮半島の関係

(1) 沖韓関係の変遷

本節では、沖縄の日本復帰後に韓国人慰霊塔が建立されることになった前提として、米軍統治下の沖縄と朝鮮半島の関係がいかなるものであった

⁶ 呉世宗、同上書、276～278頁。

⁷ 具体的には渡嘉敷島にある「白玉之塔（1951年・渡嘉敷村遺族会）」及び「アリラン慰霊のモニュメント（1997年・モニュメントをつくる会）」、宜野湾市の嘉数の丘にある「青丘之塔（1971年・日本民主同志会）」、久米島の「痛恨之碑（1974年・沖縄在・在日朝鮮人久米島島民虐殺痛恨之碑建立実行委員会）」、糸満市摩文仁の丘にある「平和の礎（1995年・沖縄県）」、石垣島の「留恨之碑（1998年・大田静雄）」、読谷村の「恨之碑（2006年・アジア太平洋戦争・沖縄戦被徴発朝鮮半島出身者恨之碑の建立をすすめる会）」、宮古島の「アリランの碑（2008年・宮古島に日本軍「慰安婦」の祈念碑を建てる会）」（（）内は設置日及び設置者）である。

のかを概観する。また、韓国人慰霊塔建立の機運を生み出したと考えられる、久米島の朝鮮人虐殺事件が1960年代後半にクローズアップされたことにも焦点を当てる。まずは、終戦直後から復帰までの時期の沖縄と韓国の関係について検討する。

第二次世界大戦中に日米の激戦地となった沖縄は、その帰属は明確でないまま、終戦後も米軍の占領下に置かれることとなった。一方、日本の植民地支配から解放された朝鮮半島は、米ソの進駐により南北に分断された。そして、1949年10月の中華人民共和国の成立と、1950年6月の朝鮮戦争の勃発が、米国政府が沖縄を排他的軍事統治する方針を決定づける要因となる。朝鮮戦争前後から沖縄の基地建設工事は本格化し、米軍は沖縄基地を補給・出撃基地として使用した。1952年4月にサンフランシスコ講和条約が発効すると、1950年12月に設立された琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands: USCAR）がその第三条を法的根拠とし、沖縄の排他的統治を継続することとなった。

一方、1953年7月に朝鮮戦争の休戦協定が締結されたが、10月に韓米相互防衛条約が締結されたことにより、米国の統治下に置かれていた沖縄は同条約の適用地域となった。このため、朝鮮戦争中から沖縄の安全保障上の重要性を認識していた韓国政府（李承晩^{イ・スンマン}政権）は、その後も沖縄を自国の安全保障にとって重要な地域と見なすようになってゆく。沖縄を安全保障上の理由から重視していたのは、中華民国の蒋介石政権も同様であり、両者はアジア民族反共連盟（Asian Peoples' Anti-Communist League: APACL）への琉球代表参加の試み、沖縄との交易関係樹立の試みなどにより、反共産主義の観点から沖縄との直接的な連携を模索することとなった⁸。

⁸ 高賢来「1950年代の韓国・沖縄関係——反帝国主義、独立、そして米軍基地」『琉球・沖縄研究』4号、2013年3月；成田千尋「日韓関係と琉球代表 APACL 参加問題」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係——「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年などを参照。

李承晩政權の退陣後、軍事クーデターによって政權を掌握した朴正熙も、1960年代前半には李承晩政權と同様に貿易の拡大、領事館の設置などによる沖繩との関係強化を意図した⁹。1965年の日韓国交正常化後、1966年に一時的に沖繩に残留した朝鮮人の存在に一時的に注目が集まったが¹⁰、その後日米間で沖繩返還交渉が本格化したことにより、朴正熙政權は沖繩基地の機能維持を求め、中華民国政府などととも日米両政府に働きかけることに注力した。

一方、同時期の沖繩においては、1952年から1967年にかけて、琉球政府の長である主席は USCAR によって任命されていたため、琉球政府と韓国政府の間には、USCAR の管理のもとで主に通商を通じた関係が構築された¹¹。しかし、住民の間には韓国に対する関心はみられず、徐々に日本復帰運動が拡大していった。1968年11月の初の主席公選選挙において、「即時無条件全面返還」を主張する屋良朝苗^{やらちようびょう}が主席に当選すると、基地の撤去を求めた琉球政府と沖繩の基地機能維持を求める朴正熙政權とは、間接的に対立するような状況に置かれた。このような中で、沖繩返還が具体化するにつれ、返還に伴う在沖韓国・朝鮮人の身分の変化が問題になり、1970年11月には、戦前からの在住者、米軍関係機関の勤務者を中心に在日大韓民国居留民団沖繩県地方本部（以下、沖繩民団）が結成された。こうして、沖繩返還が近づく中で、沖繩における韓国人の存在が少しずつ可視化されていくことになった。

⁹ 나리타 치히로 「한국 정부의 대 (對) 오키나와 인식의 변화에 대한 검토 -1948 년~1975 년을 중심으로」 『제14차 코리아학 국제학술토론회 논문집』 2019年、第2章を参照。

¹⁰ 임경화 「오키나와의 아리랑 -미군정기 오키나와의 잔류 조선인들과 남북한」 『大東文化研究』 89輯、2015年3月、555~558頁。

¹¹ 나리타 치히로、前掲論文、2019年、第2章、第3章を参照。

(2) 北朝鮮の沖縄認識

それでは、北朝鮮は同時期の沖縄をどのように認識していたのだろうか。韓国政府が安全保障上の観点から沖縄基地を重視し、琉球政府と直接的な関係を構築しようとしたのに対し、韓国と対立する北朝鮮は、沖縄基地が自国の安全保障にとって脅威になると捉えていた。1963年2月に開催された第3回アジア・アフリカ会議において、「米軍の継続した沖縄占領に反対し、沖縄の即時日本復帰、米軍基地撤収を目標とした日本人民の闘争を全面的に支持」し、「4月28日を“沖縄の日”とし国際的行動を取るよう全てのアジア、アフリカ人民に訴える」という決議が採択された際、朝鮮労働党中央委員会の機関紙『労働新聞』は「沖縄は日本に帰属しなければならない」という論説を發表し、その後も北朝鮮では沖縄が返還されるまで「沖縄の日」を祝う行事が行われた¹²。

1960年代後半に沖縄返還交渉が本格化すると、北朝鮮は日米の沖縄政策に対する批判を強めた。特に、1969年に日米共同声明が發表された際、『労働新聞』は、「極東で戦争策動を激化させようとする米日反動の凶悪な陰謀」と題した論評を掲載し、「アジア人民と世界のあらゆる革命的人民は、侵略と戦争の元凶である米帝に反対し、激烈に闘争すると同時に米帝の忠実な同盟者であり、米帝のアジア戦略の共同執行者である日本軍国主義者に反対し、積極的に闘争しなければならない」と主張した¹³。

キムイルソン
金日成主席はその後、翌年4月に中国の周恩来首相を北朝鮮に招待して首脳会談を開催し、共同声明において「米帝国主義の積極的保護の下に日本軍国主義はすでに復活」しているとして、反米闘争を進めると同時に、

¹² 임경화 「'분단' 과 '분단' 을 잇다 -미군정기 오키나와의 국제연대운동과 한반도-」 『상허학보』 44輯、2015年6月、247頁。

¹³ 「국동에서 전쟁책동을 격화시키려는 미일반동들의 흉악한 공모」 『로동신문』 1969年11月24日、4面。

日本軍国主義に反対する闘争を強化する決意を表明した¹⁴。米中接近後も北朝鮮は沖縄返還に対する批判を続け、1971年12月に沖縄返還協定が衆参両院で批准された後は、北朝鮮外務省のスポークスマンが、沖縄返還協定の強引な批准を「(政府と人民は)わが国とアジアへの再侵略をいっそう急速に促す悪らつな策動としてきびしく断罪し、この「協定」に反対する日本人民の正義の闘争に固い連帯を表する」として、「侵略的な「沖縄返還協定」は即時破棄され、沖縄は日本人民に無条件に返還されるべきだ」という趣旨の声明を発表した¹⁵。5月15日の沖縄返還にあたって、平壤^{ピョンヤン}の各紙は沖縄返還の欺瞞性を糾弾し、『労働新聞』は、沖縄返還を批判し、日米安保条約の廃棄と沖縄の無条件全面返還を求める日本人民に、朝鮮人民が「固い戦闘的連帯性を示している」と報道した¹⁶。このように、沖縄の安全保障上の役割をめぐる南北の対立構造が明らかになる中で、沖縄は再度日本の一県に組み込まれることになったのである。

(3) 久米島事件への注目の高まり

これまで確認したように、朝鮮半島の南北双方が異なる立場から沖縄に目を向ける一方で、日本復帰が現実化する中、沖縄では1960年代後半から民衆の立場から沖縄戦を再構成する記録運動が開始され、住民の戦争体験証言の中に沖縄戦中の朝鮮人についての証言が登場するようになっていた。これに加え、1969年以降に沖縄の新聞社が久米島の朝鮮人虐殺事件を大きく報道し、このことが社会的にも関心を集めるようになった¹⁷。この事件は、

¹⁴「日本に軍国主義復活 すでに危険勢力」『朝日新聞』1970年4月9日、夕刊、1面。

¹⁵「「沖縄協定」は即時廃棄され沖縄は日本人民に無条件全面返還されるべきだ」『朝鮮時報』1972年1月8日、4面。

¹⁶「일본인민의 리익을 끝끝내 저버린 사또일당의 추악한 배신 행위」『로동신문』1972年5月17日、5面；「「沖縄返還」の欺まん劇糾弾」『朝鮮時報』1972年6月3日、4面。

¹⁷沖縄の記録運動及び久米島事件の詳細については、呉世宗、前掲書、2019年、56～64頁、176～184頁を参照。

終戦直後の8月20日、久米島で日用雑貨の売買などによって生計を立てていた具仲会^{クジュンフェ}一家5人を、鹿山正元曹長が米軍のスパイ視し、その命令により日本軍が虐殺したという悲惨な事件であり、米軍関係の放送記者として沖縄で勤務していた金東善^{キムドンソン}によって1966年に韓国で初めて報道された。当時の久米島では、朝鮮人一家だけではなく、島の住民も15人が同様にスパイ視されて殺害され、自死や餓死に追い込まれた者も含めれば、70名余りが鹿山隊によって命を奪われることとなった。しかし、復帰直前の1972年3月25日に琉球新報が再度久米島の虐殺事件について報じ、殺害命令を下した鹿山による自らの行為を正当化する発言を掲載したために、沖縄では折から問題視されていた自衛隊配備問題とも重なり、大きな反発が生まれた¹⁸。北中城村議会が「戦争犯罪人・鹿山を極刑にせよ」という趣旨の決議を3月30日に全会一致で採択したのに続き、4月3日には久米島・具志川議会で鹿山の責任追及・謝罪要求などを求める決議が採択された。沖縄選出の国会議員である上原康助、喜屋武真栄^{キヤンシンエイ}、瀬長亀次郎らもこの事件を国会で取り上げ、日本政府の責任を追及した¹⁹。しかし、日本政府の答弁は、調査を行った上で各省にその調査結果を移し、それぞれ担当する官庁においてそれに対する解決策、処置の方法を明確にしたいというものであり²⁰、実際に調査が行われたものの、8月になっても明確な方針は示されなかった²¹。

このような中、韓国の『東亞日報』が8月17日に久米島事件に関連する

¹⁸ 呉世宗、前掲書、2019年、189～191頁。「残酷な旧日本軍」告発へ動く』『朝日新聞』1972年3月30日、23面。

¹⁹ 呉世宗、前掲書、2019年、191～192頁。国会会議録検索システム (<https://kokkai.ndl.go.jp/>)より「第68回国会 衆議院 決算委員会 第3号」昭和47年4月4日付、「第68回国会 参議院 予算委員会第5号」昭和47年4月5日付、「第68回国会 衆議院 内閣委員会第9号」昭和47年4月12日付などを閲覧。

²⁰ 「第68回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会第8号」昭和47年4月14日付。

²¹ 「第69回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会第3号」昭和47年8月8日付。

記事を掲載したことを契機として、具仲会の甥である具滋植^{ク ジョシク プサン}が釜山にある支社を訪ね、その後釜山の総領事館を訪問し加害者の処罰及び遺骨の返還を求めたことから、外務省はこの問題を再度検討する必要に迫られることとなった²²。外務省が法務省刑事局に照会した結果、加害者である鹿山曹長の訴追及び処罰は、既に時効が完成しているために法的にはできないとされた。一方、遺骨の引取りについては、厚生省援護局に照会した結果、秋に沖縄に遺骨調査団を派遣する予定があるため、その際に調査に当たるという返答がなされた。全般についての「応答振り」は、「本件が戦時中、しかも米軍の沖縄上陸後といういわば一種の極限状態のもとで一人の兵曹長によって行われたという事情があるのはともかくとして、政府としてはこの種事件が現実存在したことについては心から痛ましく思っておる次第であり、不幸にして亡くなられた方の御遺族の心中を察するとき、衷心よりお悔みとお詫びの言葉を申し述べたい」とされた²³。釜山総領事が9月28日に遺族代表である鄭甲出^{チョンガブチュル}を招致し、上記の内容を伝えたと、鄭は遺骨の引取りに関し、出来る限り好意的に取り計らうことと、弔慰金ないし見舞金等何かの形で日本政府の気持ちを示すことを要望した²⁴。その後の展開については第3節で扱うこととするが、沖縄が日本に復帰したのは、このように、沖縄戦中の日本軍の残虐行為の行為が明るみに出、その責任が問われるようになった時期でもあったのである。

²² 「遺族인 친조카 나타나」『東亞日報』1972年8月18日、7面；在釜山田村総領事→大平正芳外務大臣、電報第696号「沖縄虐殺事件韓国人被害者遺族の陳情について」（1972年8月30日）『旧軍関連案件（久米島における旧日本軍による韓国人虐殺事件）』（外務省外交史料館、分類番号：2010-4108）（以下、『旧軍関連案件』と略記）。

²³ 大平正芳外務大臣→在釜山田村総領事、電報第351号「沖縄虐殺事件韓国人被害者遺族の陳情」（1972年9月13日）、前掲『旧軍関連案件』。

²⁴ 在釜山田村総領事→大平正芳外務大臣、電報第804号「沖縄虐殺事件韓国人被害者遺族の陳情」（1972年10月2日）、前掲『旧軍関連案件』。

2. 慰霊塔建立への機運

(1) 第二次大戦時沖繩朝鮮人強制連行虐殺調査団の訪沖と韓国領事館設置

それでは、前節で確認したような南北の対立構造は、日本返還後の沖縄に対する両国政府のアプローチにどのような影響を与えていたのだろうか。そして、沖縄返還前後から沖縄戦中の朝鮮人に関する注目が沖縄で集まり始めたことは、どのように「韓国人慰霊塔」建立に結びついていったのだろうか。本節では、沖縄返還後、韓国政府によって韓国人慰霊塔の建立が決定されるまでの経緯について検討する。

沖縄が日本に返還されるにあたり、韓国政府及び沖縄民団にとって大きな懸念材料となっていたのは、これまで USCAR による厳格な出入域管理政策によって渡航を妨げられていた、朝鮮総聯の沖縄訪問が可能になることであった。沖縄民団は、1972年4月23日の第二回定期大会において、「〔前略〕来る5月15日に予定された沖縄の日本復帰とともに我々全団員は朝総連〔朝鮮総聯〕の挑戦を受けるといふ新たな状況に置かれることになるでしょう。しかし、我々全団員は鉄石のように団結し、勝共国是を奉じ、彼らと戦い勝つ覚悟です」という文章を含む朴正熙大統領に対するメッセージを採択し、可能な限り早い領事館あるいは領事出張処の設置を訴えた²⁵。また、駐日韓国大使館職員も、1971年7月頃から数度にわたって沖縄に出張し、沖縄民団の実態の把握、同組織の強化問題などを協議し、外務部に領事館の設置を建議していた。設置の必要性としては、「安保問題と関連した現地状況の迅速な報告、輸出市場の開拓、旅券、査証など領事事務の迅速な処理」に加え、「民団組織活動強化と総聯系浸透工作の阻止」が挙

²⁵「朴大統領閣下에게 보내는 멧세지」(1972年4月23日)『제외공관 설치 -나하 (오끼나와, 일본) 영사관』(韓国・外交部外交史料館、登録番号: 5820、分類番号: 722.31) (以下、『제외공관 설치』と略記)。

げられていた。その理由は、「沖縄には左翼勢力の組織が強く、現地人たちは大部分韓国と北朝鮮に対する正確な認識を持つことができていない実情であるため、朝鮮総聯及び北朝鮮の浸透を容易にする素地があるために、住民たちに正しい韓国観を認識させ、朝鮮総聯と北朝鮮の浸透工作を阻止しなければならない」とされていた²⁶。ただし、領事館設置のためには日本政府の許可が必要であったが、日本側は沖縄に在留している韓国人数が少ないことを理由に、近距離にある福岡総領事館が沖縄を管轄することを提案し、1972年7月の段階ではまだ許可は出していなかった²⁷。

1972年8月15日から9月4日にかけて、日本弁護士連盟人権擁護委員会の弁護士である尾崎 陞^{すずむ}を団長とした、「第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団」（以下、真相調査団）が沖縄を訪問すると、韓国側の危機感は強まった。ここに尾崎を含む日本人4名に加え、朝鮮総聯からも4名が参加したためである²⁸。真相調査団の活動は、その後に続く朝鮮人強制連行に関する全国的な調査につながることになる。沖縄から調査を開始した背景には、沖縄の返還が実現し、在日朝鮮人が戦後初めて沖縄に渡航できるようになり、朝鮮人と日本人の合同調査が可能になったということがあった²⁹。真相調査団は、沖縄戦中の朝鮮人に対する虐待、虐殺の実態と真相を調査することにより、「ふたたびくり返されようとしている日本軍国主義の再侵略の意図をくじき、在日朝鮮人の基本的人権を擁護すると共に、日朝両国人民をはじめとするアジア諸国民の友好関係の一層の増進をはかること」を目的としており、沖縄側も屋良沖繩県知事をはじめ那覇市長、

²⁶ 「오끼나와 상주공관 설치에 관한 건의」(1972年5月19日)、前掲『재외공관 설치』。

²⁷ 「출장보고서」(1972年6月3日)、前掲『재외공관 설치』；外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1972年7月20日)、同前文書綴。

²⁸ 신주백, 前掲論文、2007年、142～145頁。

²⁹ 山田昭次・柳光守(対談)「強制連行の実態を明らかにした朝・日合同の現地調査」『月刊イオ』196号、2012年10月、25頁。

労働組合、各民主団体が協力し、県内でも高い関心を集めた³⁰。同年10月に、真相調査団による『第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書』が発表され、朝鮮人に対する差別、迫害があったことが具体的に明らかにされるとともに、数字を確定できる総合的な史料はないが、沖縄現地の研究者の間では強制連行されてきた朝鮮人数を数万人と推定していることなどが公表された³¹。

また、調査が終了した直後の9月6日には、朝鮮総聯沖縄県本部が発足し、屋良知事、平良良松那覇市長、革新系の人民党、社会党などが祝電を送った³²。初代委員長になった李相胤^{リサンユン}は、「沖縄県民との連帯の輪を広げ、同胞の諸権利を守り、米帝、日帝のたくらむ基地化と闘い、平和国家の建立路線を千里駒^{チョンリマ}〔原文ママ〕のスピードで走りたい」と沖縄県民と連帯する談話を発表した³³。翌日には那覇市民会館で在日朝鮮中央芸術団の公演、8日には「朝鮮民主主義人民共和国創建24周年記念パーティー」が開催され、屋良知事をはじめ沖縄の自民党代表を含めた各政党、革新団体が参加するなど、沖縄県民との交流を深めるイベントが持たれた。翌年9月には、「朝鮮の歴史は、日本近代史の中で沖縄が位置づけられてきた歴史的経過と、共通するものが」あり、「米軍事占領下に苦しんできた経験も共有している」という認識のもと、朝鮮との交流を意識的に進めるために沖縄県日朝協会が結成され、平良那覇市長が会長に就任した³⁴。

朝鮮総聯が沖縄の革新系の人々と連帯を強めつつあることは、もちろん

³⁰ 第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団編『第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団報告書』第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団、1972年10月、1～2頁。

³¹ 第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団、同上書、58頁。

³² 「朝鮮総聯沖縄県本部を結成」『朝鮮時報』1972年9月23日、4面。

³³ 「朝鮮総聯沖縄県本部初代委員長になった李相胤」『沖縄タイムス』1972年9月10日、5面。

³⁴ 福木詮「沖縄から韓国を見る」『法学セミナー』232号、1974年12月、98～100頁。

韓国政府にとって望ましいことではなかった。韓国側の積極的な交渉の結果、外務省は、11月14日に韓国側に領事館設置に同意することに決定したと伝えた³⁵。その後、正式な手続きを経て、1973年3月15日に、那覇に韓国総領事館が設立されることとなった。

(2) 富村順一による「痛恨之碑」建立

韓国、北朝鮮の双方が沖縄に対する関心を強める中、個人の立場から、沖縄戦中に犠牲となった朝鮮人を追悼するために碑を立てようとする動きが現われた。その主体となったのは、後述する「東京タワー占拠事件」により名を知られるようになった、富村順一であった。富村は、1930年に沖縄県本部町もとぶちょうに生まれ、小学生の時に天皇の肖像画に最敬礼をしなかったことにより退学処分となり、その後は鍛冶屋や農家の手伝いなどをしつつ暮らすこととなった。彼が沖縄や日本に存在する朝鮮人差別に関心を向けるようになったのは、久米島朝鮮人虐殺事件の犠牲者となった具仲会と幼少期に一時的に交流を持ったほか、伊江島で働いている際に、当時基地建設などを請け負っていた国場組の関係者が、基地建設のために働かせていた朝鮮人軍属を虐待している様子を目撃したことがあったとされている。さらに、終戦後にも、沖縄の売春街などで朝鮮人の身分を隠して生きている朝鮮人から話を聞くなどして、日本及び沖縄に存在する朝鮮人差別に対して問題意識を持つようになった³⁶。その後、富村は1955年に本土に渡航し、転々と仕事を変える中で「沖縄の現実と、戦前・戦時・戦後の日本政府がわれわれ沖縄人民にとった真実」を話したが、訴えに対する反応がなかっただけでなく、職場の人々との関係が悪くなり、窃盗や公務執行妨害など

³⁵ 駐日大使→外務部長官「文書名なし」(1972年11月15日)、前掲『재외공관 설치』。

³⁶ 富村順一『死後も差別される朝鮮人——沖縄で虐殺された朝鮮人の慰霊塔を建立するために』私家版、1973年9月。

によってたびたび刑務所に入所した³⁷。1969年3月に最後の刑事事件の刑を終えて出所した後は、富士製鉄の下請労働者として働き、貯めた蓄えによって購入したテープレコーダーに沖縄差別に対する自身の考えを吹き込んで皇居前広場などで再生したり、「沖縄の売春婦に幸福な生活を！」と記したゼッケンをつけて盛り場に出るなどして沖縄の問題を訴えようとしたが、いずれもうまくいかなかった。このような過程を経て、富村は1970年7月に東京タワーを占拠し、沖縄に対する日米の植民地主義及び朝鮮人差別を告発するという事件（東京タワー事件）を起こすことになる³⁸。

富村はこの事件により再び入所したが、富村の行動は本土在住の沖縄出身者などに衝撃を与え、公判にあたっては支援グループが結成された。富村自身は、事件を起こすまでは読み書きができなかったが、獄中で意思疎通の手段として文字を覚え、その中で書かれた手紙・手記は『わんがうまりあ沖縄』という書籍として出版された³⁹。富村はその後、1973年3月に刑務所を出所し、文集の出版などにより募金活動を行い、久米島事件の犠牲者の慰霊塔建立に向けての作業を開始することになる⁴⁰。9月に発行されたパンフレット『死後も差別される朝鮮人——沖縄で虐殺された朝鮮人の慰霊塔を建立するために』には、上で述べたような自身の経てきた経験とともに、慰霊塔を建立しようとした経緯が綴られており、「非人道的差別と目を覆う虐待を受け酷使され、遂には沖縄で虐殺された朝鮮人の「慰霊塔」を、その殉難の地沖縄に建立することは、永年の私のいのちの悲願であり、東京タワー決起も、その悲願のしからしめた業でありました」、と事件と慰霊塔建立の関連が述べられ、「この世から不当きわまりない差

³⁷ 井出孫六「行為の語る思想——富村順一の獄中手記によせて」『思想の科学 第6次』8号、1972年9月、29頁。

³⁸ 井出孫六、同上論文、31～32頁。

³⁹ 井出孫六、同上論文、29頁。

⁴⁰ 上江洲盛元編著『太平洋戦争と久米島』私家版、2005年、57頁。

別をなくし、二度とこのような悲劇をくりかえさない」という決意が記されていた⁴¹。

1974年1月には「痛恨之碑」建設実行委員会が結成され、富村は同年4月に徳島に住む鹿山元曹長を訪問している。続いて6月には沖縄敗戦記念集会を主催し、痛恨碑建設を訴えるとともに、『哀号！あきよう！天皇！！』という新たなパンフレットを刊行した。このパンフレットに寄せて書かれた「悲しむべき民族」という文章の中には、「私の目的は痛恨碑をたて、ただ犠牲となった沖縄人・朝鮮人の霊をなぐさめるのが目的ではない。なぜあのような犠牲者のであるような原因をつくったのか、その原因を追究したいのが最終目的であります⁴²」とあり、富村がさらに考えを進めた様子がうかがえる。ここで富村は、虐殺を指示した鹿山や手を下した兵士だけを問題にするのではなく、久米島事件が長きにわたり放置されてきた原因が、アジアの人民を殺害しても当然とした皇民化教育、そしてそのような教育を生み出した国家・天皇にあるとし、戦争の責任を根本から問おうとしていた⁴³。

1974年8月に久米島に「痛恨之碑」を建立した後、富村は「痛恨之碑実行委員会」の数人のメンバーとともに、日本政府に対し遺族への謝罪と国家賠償要求する行政訴訟を起こすことも計画した⁴⁴。久米島訴訟を支える会事務所が発行した『久米島の虐殺』に記された「久米島訴訟の運動経過⁴⁵」によれば、1976年6月23日に「久米島訴訟を支える会」が発足しており、

⁴¹ 富村順一「〈慰霊塔〉建設カンパのお願い」、前掲『死後も差別される朝鮮人』。

⁴² 富村順一「悲しむべき民族」沖縄在朝鮮人久米島々民虐殺痛恨碑建設実行委員会編『哀号！あきよう！天皇！！』沖縄在朝鮮人久米島々民虐殺痛恨碑建設実行委員会、1974年、20頁。

⁴³ 富村順一、同上文、1974年、20～22頁。

⁴⁴ 桑田博「沖縄の虐殺に国家賠償を」『現代の眼』16巻7号、1975年7月、211～212頁。

⁴⁵ 久米島訴訟を支える会事務所編『久米島の虐殺』久米島訴訟を支える会、1979年、56～58頁。

その後も活動が続けられたようであるが、活動の詳細は、現在手元にある資料からは把握することができない。

以上のように、富村の慰霊碑建立運動及びその後の訴訟運動は、富村の個人的な経験及び思いから実施されたものであったと考えられる。しかし、富村の募金活動が真相調査団の来沖時期のすぐ後に開始されたことから、韓国政府に思わぬ誤解を与えることとなった。すなわち、韓国政府は富村の活動を朝鮮総聯の活動と直結したものと捉えたのである。次は、同時期の韓国政府の反応について詳しくみていくこととする。

(3) 韓国政府による慰霊塔建立計画の検討

富村が募金活動を開始してから1年後の1974年3月、韓国外務部は、北朝鮮が第二次世界大戦中に徴兵あるいは徴用された朝鮮人の虐殺事件について探知し、慰霊塔を建立しようとしているという情報を入手した。外務部長官は、駐日大使館に情報確認のための沖縄現地調査を指示するとともに、情報が事実である場合は、現地住民の意見と関連した諸般事情を考慮し、対策を建議することも依頼した⁴⁶。これを受けて、駐日大使館の梁龜燮参事官が3月13日から18日にかけて沖縄を訪問し、朝鮮人の慰霊塔が建てられている嘉数、摩文仁の戦没者慰霊碑や朝鮮人一家が虐殺された久米島を訪問したのに加え、沖縄県史編纂室で資料の調査などを行った⁴⁷。梁龜燮は、沖縄県史編纂室の専門家から、第二次世界大戦中に沖縄にいた韓国人数は1万人から2万人であること、第二次世界大戦中に犠牲になった韓国人に関する総合的な調査資料は朝鮮総聯などが発行した報告書のみであるが、

⁴⁶ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」（1974年3月11日）『오끼나와 한국인 위령탑 건립. 전3권 V.1 1974년』（韓国・外交部外交史料館、登録番号：8016、分類番号：722.6）（以下、『V.1 1974년』と略記）。

⁴⁷ 駐日大使→外務部長官「文書名なし」（1974年3月16日）、前掲『V.1 1974년』。

それは多少の誇張や政治宣伝があるものの信憑性が高いものであるということなどを確認した。また、北朝鮮による慰霊塔建立計画については、「朝鮮総聯が日本人“富村”に慰霊塔建立基金募金をさせていることは事実だが、その具体的な計画と同計画の進捗に関しては調査中である」とした。ここで別添として富村の活動に関する参考として添付された資料名は「慰霊塔建立のための募金のための冊子」とされており、実物が添付されていないため、梁龜燮がどのようにそれを朝鮮総聯と関連づけたのかは判断することができないが、これは韓国側が富村の慰霊塔建立運動を朝鮮総聯と関連づけて認識する根拠となったと考えられる。そして、梁龜燮は「専門研究者の意見によれば少なくとも1万人前後が犠牲になったと考えられる」とし、朝鮮総聯が慰霊塔を建立する前に韓国側が慰霊碑を建てることを建議した⁴⁸。ここで報告された「1万人前後」が、後に碑文に刻まれる「1萬余名」の根拠となったと考えられる。

この報告を受け、韓国外務部は3月22日に「沖縄での韓国慰霊塔建立の主な目的は、亡魂を慰勞し、北朝鮮に機先を制して韓国が同地域に慰霊塔を建立することで北朝鮮の沖縄浸透の余地と口実をなくそうとすることにある」として、駐日大使館に慰霊塔の建立地域や個数、規模、所用経費などについて、至急報告することを求めた⁴⁹。次いで、3月26日にも、「意図的な口実で沖縄に浸透を目論んでいる北朝鮮の策動を完全に封鎖する」ことを主目的として、韓国がまず慰霊塔を建立するために、駐日大使館に敷地の選定、経費の試算などを指示した⁵⁰。その後、駐日大使館の指示を受

⁴⁸ 駐日大使→外務部長官「오끼나와에서의 한국인 희생자들에 관한 조사보고」(1974年3月19日)、前掲『V.1 1974년』。

⁴⁹ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1974年3月22日)、前掲『V.1 1974년』。なお、「亡魂を慰勞し」及び「口実」「至急」は後から挿入されており、北朝鮮よりも早く慰霊碑を建立することが最重要視されていたことがうかがえる。

⁵⁰ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1974年3月26日)、前掲『V.1 1974년』。

けた沖縄総領事館によって迅速に現地調査などが進められ、3月28日には以下のような事項が外務部に伝えられた。

1. 慰霊塔建立地域：摩文仁地域に全犠牲者を慰霊する塔1個を建立するのが良いと考えられる。
2. 塔の規模：各県が建立した慰霊塔と同じくらいの規模の慰霊塔建立を要する。このためには敷地500ないし600坪（坪あたり約1万5千円）を要し、塔建立のための施行費と材料費は最小限800万円を要する〔中略〕。また同地域は国定公園であるため、土地所有者から土地を買収した後日本中央政府、沖縄県知事、戦死者遺族会、慰霊塔奉安会の許可を得なければならない⁵¹。

これを受けて、外務部では慰霊塔について検討がなされ、対策として①朝鮮総聯の慰霊塔建立阻止のため、日本政府が建立許可をしないよう交渉すること、②韓国の慰霊塔建立については、一次的に民団が建立するようにし、民団からの経費負担が困難であれば、外務部から経費を支出することが決められた⁵²。外務部は、上記の内容について駐日大使館に協力を求めるとともに、沖縄地域で犠牲になった韓国人は、第二次世界大戦時の日本政府による徴兵または徴用、あるいは終戦後の日本軍による虐殺によって亡くなったということを理由に、敷地を無償で使用できるよう日本政府と交渉することも求めた⁵³。これに対し、駐日大使館は、沖縄県が維持している摩文仁が丘に慰霊塔を建立する場合、県庁と土地使用問題などを交渉しなければならないが、「革新系知事と革新勢力が強い県庁との交渉に

⁵¹ 駐日大使→外務部長官「文書名なし」（1974年3月28日）、前掲『V.1 1974年』。

⁵² 「오끼나와 韓国人犠牲者慰霊塔建立問題」（作成年月日不明）、前掲『V.1 1974年』。

⁵³ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」（1974年4月2日）、前掲『V.1 1974年』。

多くの難関と秘密漏洩が予想される」として、外務部の指示を求めた⁵⁴。外務部は、土地使用について許可を得る対象が何なのかを明確にするとともに、日本政府と地方自治団体の双方の許可を得なければならないとすれば、「交渉上難点の多い県庁よりは政府当局との交渉に重点を置き、民団による塔建立用の土地を無償で使用できるよう引き続き努力してほしい」と指示した⁵⁵。また、4月18日に、①慰霊碑建立のための経費については大部分は政府が負担し、一部経費のみ民団が負担する方針下で速やかに塔を建立すること、②日本政府に引き続き敷地の無償使用を積極的に交渉し、無償使用が可能かどうか、買取せざるを得ない場合はそれが容易かどうかを調査するよう指示し、これまでの経緯を大統領にも報告した⁵⁶。以上みてきたように、韓国政府は北朝鮮よりも先に慰霊塔を建立し、北朝鮮が沖縄に浸透する余地と口実をなくすことを最大の目的として、韓国人慰霊塔の建立事業に着手したのである。

(4) 日韓舞踊団による慰霊塔建立計画

ところが、4月14日に、思いがけない団体が、韓国人戦没者慰霊塔を建立しようとしていることが明らかになった。地元紙の沖縄タイムスが、韓国国立民俗舞踊団（以下、韓国民俗舞踊団）及び日本創作舞踊団が中心となって韓国人戦没犠牲者慰霊塔建立委員会（仮称）を発足させる予定であり、那覇市議会議長の協力を得て建立予定地の糸満市に協力を要請し、糸満市も霊地の提供作業に取り掛かったと報道したのである。報道によれば、両舞踊団は、慰霊塔の建立費は一般の寄付の他、両舞踊団が各地で公演キャ

⁵⁴ 駐日大使→外務部長官「文書名なし」（1974年4月4日）、前掲『V.1 1974年』。

⁵⁵ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」（1974年4月8日）、前掲『V.1 1974年』。

⁵⁶ 外務部→大統領「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립 문제」（1974年4月18日）、前掲『V.1 1974年』。

ンペーンを行い、その純益金などをあてるとしていた⁵⁷。これに対し、4月18日に李相胤朝鮮総聯沖縄県本部委員長が、①過去日本の朝鮮侵略の過誤は今も繰り返されている、②第二次大戦の犠牲者は朝鮮人であり、韓国人ではない、③朝鮮人の慰霊碑があるのに⁵⁸、新たに塔を建てるのは、犠牲者を冒とくすることだ、④慰霊塔の建立は朴政権の支援につながり、北朝鮮への敵視策になる、などの理由で反対声明を発表したことも報道された⁵⁹。では、この慰霊塔建立計画は、どのように推進されてきたのだろうか。

両舞踊団が塔建立を推進しようとした背景には、韓国民俗舞踊団を同年2月に日本に招請した国際協力技術研修財団の高尾常彦事務局長が、旧日本軍人として沖縄戦を体験していたということがあった。高尾は、沖縄に連行された朝鮮人が病死、戦死したことを何度も目撃し、「仲間の一人としてまた戦友の一人として」沖縄の現地に慰霊塔を建立しようと決意していた⁶⁰。高尾は、1973年に日本創作舞踊団の一員として韓国を訪問した際、韓国民俗舞踊団の趙澤元チョテクウォン団長と朝鮮人犠牲者について話し合うとともに“魂魄”と題した舞踊を振り付け上演しており、「韓日が友情を結ぶには日本人としてしなければならないことがある」と考えていた⁶¹。韓国民俗舞踊団が2月13日から公演のために来日した際、高尾は趙澤元の斡旋により、翌日韓国民団中央本部の金正柱キムジョンジュ団長と会い、沖縄戦で戦死した韓国人の

57「韓国人戦没者慰霊の塔 摩文仁に建立」『沖縄タイムス』1974年4月14日（前掲『V.1 1974年』に所収）。

58既に復帰前に朝鮮人犠牲者をまつた「白玉之塔」、「青丘之塔」などが建立されていたことを指すと思われる。

59「韓国人戦没者慰霊塔」の建立を阻止」『沖縄タイムス』1974年4月18日；「韓国人戦没者慰霊塔」に反対」『琉球新報』1974年4月18日（どちらの記事も前掲『V.1 1974年』に所収）。なお、両紙に掲載された委員長の声明の内容は少し異なっているが、声明の原文は確認できていない。

60「沖縄に“韓国人慰霊塔をつくりたい”」『統一日報』1974年2月6日；「韓国人戦没者 沖縄に慰霊塔」『韓国新聞』1974年2月16日。

61「沖縄に“韓国人慰霊塔をつくりたい”」『統一日報』1974年2月6日。

霊を慰める慰霊塔を建立する計画があり、韓国民俗舞踊団の日本での公演収入金を慰霊塔建立基金として献金する予定であると明らかにした。これに対し、金正柱団長は、民団の全組織を動員、基金カンパを展開して慰霊塔建立を積極的に支援することを約束したとされる⁶²。その後、高尾は1974年5月に東京で韓国人犠牲者の慰霊塔建立計画に関する第一回発起人会を開催し、建立に向けての準備を始めた、6月には会長を元拓殖大学理事長の西郷隆秀、副会長を藤木優、事務局長を高尾常彦とした無窮の塔建立委員会が結成された⁶³。

韓国外務部はこの報道を受け、両舞踊団との協力も視野に入れ、真偽を確かめるよう4月27日に駐日大使館に指示した⁶⁴。このため、梁龜燮参事官は吳敬福^{オギョンボク}民団中央本部事務総長とともに、再度5月8日から14日にかけて沖縄に出張した。梁龜燮らは崔公天^{チュエゴンチョン}沖繩総領事と慰霊塔建立に関する事務協調を行った後、5月9日に糸満市を訪問した。一行は糸満市長から慰霊塔建立に対する協力を取り付けた後、摩文仁地域を踏査し、同地域には国有地がないため、所有者から買収しなければならないことなどを確認した⁶⁵。その後、東京に戻った梁龜燮は、土地の買収が至急であるとともに、土地の使用許可を得るためには、「朝鮮総聯や日本の革新系が妨害するのを防ぐため、なるべく遺族代表や日本人篤志家を交渉の一線に立たせることが良い」と外務部に建議を行った。その一環として、5月13日^{ヒガユウチョク}比嘉佑直那覇市議会議長を訪問し、韓国の慰霊塔建立申請時の許可取得への協調を頼み、「最善を尽くす」との確約を得たことも報告された。梁龜燮によれば、比嘉自身もまた沖縄戦に参戦し重傷を負い、九死に一生

⁶²「韓国人戦没者 沖縄に慰霊塔」『韓国新聞』1974年2月16日。

⁶³尹英九編『鎮魂』韓国人慰霊塔奉安會、1978年、173頁。

⁶⁴外務部長官→駐日大使「文書名なし」（1974年4月27日）、前掲『V.1 1974年』。

⁶⁵駐日大使→外務部長官「文書名なし」（1974年5月10日）、前掲『V.1 1974年』；「梁龜燮参事官沖縄出張報告」（作成年月日不明）、同前文書綴。

を得た経験があるため、戦争中の犠牲の大きさを知っており、速やかな慰霊塔の建立を奨励したとされる⁶⁶。加えて、梁龜燮は朝鮮総聯はまだ県庁などに慰霊塔建立許可申請をしていないが、「朝鮮総聯及び一部革新系日本人が韓国側の機先を制するために形式的で小規模な慰霊塔を建てる可能性もある」として、「久米島事件の被害者である具仲会の遺族を渡日させ、現在那覇市に奉安されている具氏の遺骸を韓国に奉安し、久米島に小規模な慰霊塔を速やかに建立させるように措置するのがよい」と建議した⁶⁷。この報告からは、遺族の気持ちをほとんど斟酌せず、南北の対抗関係の中でのみ慰霊塔建立を計画していたことがうかがえる。

この調査結果を受け、沖縄総領事館、駐日大使館、外務部の間で必要経費などについてさらに詳細な検討が行われ、5月30日に慰霊塔の建立の方針について以下のような建議が行われた。

駐日大使館と民団幹部で構成された慰霊塔建立委員会を日本東京に設置し、塔建立のための一切の事務を管轄させ、定款作成と運営及び本件推進の細部事項に関しても、政府監督下に同委員会に一任するが、本件慰霊塔が民団によって自律的に建立されるという認識を対内・外に与えるよう努力し、このような努力の一環として委員長を次のように〔委員会創設時から工程の80%進行時までは駐日大使が委員長、工程の80%以後完工時までは民団団長が委員長〕駐日大使と民団団長とを交代させる⁶⁸。

これは、実質的には駐日大使館が最初から最後まで実質的に委員会を運営するが、対内外的には民団が自律的に建立している印象を与えるよう努

⁶⁶ 駐日大使館→外務部長官「위령탑 건립을 위한 조사」(1974年5月14日)、前掲『V.1 1974년』。

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ 「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립 문제」(1974年5月30日)、前掲『V.1 1974년』。

力するという方針であった。さらに、塔建立に使用する私有地の買収のために、韓国政府が所要総額中の米貨10万ドルを政府予備費から補助し、残りの所要経費全額を民団の募金運動を通して充当するということなども建議された⁶⁹。この方針は6月13日に朴正熙大統領によって裁可され、その際に朴大統領自らが「建議のように政府で即刻支援措置をとること」と特別に指示したことから⁷⁰、外務部は1週間後に関係者を集め、実務者会議を開催することとなった。

会議では、使用資材、設計及び施行業者、碑文作成及びその翻訳、土地購入経費などについて議論が行われ、その内容が「慰霊塔を最短期日以内に竣工させなければならない必要があるため、この点に特に留意してなるべく今年度内にでも完工させるよう最善を尽くしてほしい」という言葉とともに駐日大使館に伝達された⁷¹。さらに、外務部長官は6月26日に金永善^{キムヨンスン}駐日大使に向けた手紙で、沖縄の慰霊塔建立については「安保問題とも関連し、当初から大統領閣下の特別な関心事であったため、青瓦台でその進行が非常に気かりに考えられている」として、あらゆる権限を与えられている駐日大使が敷地買収から即刻着手し、「最小限年内に竣工できるよう最善の努力を傾注してもらいたい」と再び要請した⁷²。これを受け、駐日大使館は不動産業者を通して土地の価格を確認するなど、塔建立のための準備に乗り出した。大使館はその後、土地買収については、「沖縄県知事が同地に慰霊塔新築を許可しない最悪の場合を考慮して」民団団長の名義で仮契約することを提案した。また、慰霊塔新築許可を得る際は、「沖縄が革新勢力が強い地域であり、朝鮮総聯の熾烈な妨害工作が予想される

⁶⁹ 同上。

⁷⁰ 外務部長官→駐日大使「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립」(1974年6月17日)、前掲『V.1 1974년』。

⁷¹ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1974年6月24日)、前掲『V.1 1974년』。

⁷² 外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1974年6月26日)、前掲『V.1 1974년』。

ため、民団団長及び最近結成された日本人篤志家の集まり（仮称無窮の塔建立委員会）の会長である西郷隆秀の両人の名義とするのが許可取得に有利である」とし、許可申請時には両者に政府の推進計画を周知し、慰霊塔建立推進に協調させるようにする必要があると建議した⁷³。

以上のように、韓国政府の慰霊塔建立計画は、富村順一の個人的な動機による慰霊塔建立運動を前年に行われた沖縄への朝鮮総聯の進出と結び付け、北朝鮮の浸透を防ぐという目的のために推進された。そして、同時期に計画された日韓の舞踊団による慰霊塔建立計画は、革新勢力の強い沖縄県との交渉を有利にするために利用されることとなったのである。

3. 慰霊塔建立の推進

(1) 慰霊塔建立計画の具体化

それでは、慰霊塔建立事業は実際にどのように推進されていったのだろうか。本節では、慰霊塔が実際に摩文仁に建立されるまでの経緯及び、第一節で言及した久米島事件の被害者の遺骨返還が実施された経緯について確認する。

6月20日に開催された実務者会議において、碑文作成に関する業務は文化広報部が担当し、碑文は詩人として有名な李殷相が担当することが予定された⁷⁴。文化広報部担当者は、碑文作成にあたり、再度外務部に対して慰霊塔建立の具体的な趣旨及び目的、碑文に含まなければならない内容などについて問い合わせた⁷⁵。その回答は、以下のようなものであった。

⁷³ 駐日大使→外務部長官「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립 문제」(1974年7月9日)、前掲『V.1 1974年』。

⁷⁴ 外務部亜州局「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립 문제 관계원 부처 실무자 회의」(1974年6月20日)、前掲『V.1 1974年』。

⁷⁵ 文化広報部長官→外務部長官「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립」(1974年7月10日)、前掲『V.1 1974年』。

〔前略〕韓国政府において入手した情報によれば、北朝鮮は革新勢力が強い沖縄に、第二次大戦中犠牲になった韓国人慰霊塔建立を推進中であるが、政府においてはこれを阻止し沖縄に北朝鮮及び朝鮮総聯の浸透を防止する一方、北朝鮮よりも先に慰霊塔を建立することで大韓民国政府の正統性と唯一性を誇示することに慰霊塔建立の目的がある。

この慰霊塔碑文は建立推進目的がこのようなものであることを勘案し、碑文内容にはこれを明らかにする必要がなく、一般的に日帝によって強制徴兵、徴用されていた同胞として、第二次大戦中に沖縄で犠牲になった同胞の靈魂を慰労する内容が含まればよいと考えられる⁷⁶。

ここでは、慰霊塔の建立目的に「韓国政府の正当性と唯一性を誇示する」という新たな文章が加わっている。しかし、「碑文内容にはこれらを明らかにする必要がない」と書かれていることから、これはあくまで政府の内部で共有すべき目的であったこともうかがえる。ただし、碑文作成のための経費が得られなかったため、碑文作成は10月以降に延期されることになった。

また、この間、韓国側が慰霊塔建立を予定していた土地が、7月20日に一度売買契約をしたにもかかわらず、1975年に実施予定の海洋博覧会に使用されるために使用できなくなったことが判明した。ただし、早く建立することが重要視されていたことから、10月11日に開催された実務者会議では、建立予定地は駐日大使館が沖縄県庁と事前折衝し、建立許可を得られる土地を選定し、仮契約したことが報告され、慰霊塔関連経費10万ドルは10月14日に駐日大使館に送金され、碑文作成経費がそこから支出されるこ

⁷⁶「위령탑 건립」(1974年7月29日)、前掲『V.1 1974년』。

とも確認された⁷⁷。経費は同日駐日大使館に送金され、李殷相は碑文の作成を開始した⁷⁸。その他、慰霊塔の公式名称は文化広報部との協議により「韓国人慰霊塔」と決定され、10月30日には沖縄県庁からも慰霊塔建立許可を取得できたため、外務部は慰霊塔の即時建立が可能になったと判断し、これを朴正熙大統領に報告した⁷⁹。

準備が整った後で問題となったのは、建立許可の取得のために協力してきた両舞踊団の日本人の役割であった。8月に開催された無窮の塔建立委員会の理事会では、塔の建立予算並びに建立募金目標、募金方法などが協議された。その後、韓国政府の要請により、10月には高尾が沖縄に出張し、関係者に慰霊塔建立の趣旨を説明し、敷地の確保に協力を要請した⁸⁰。これによって、建立許可は民団団長の^{ユンダルヨン}尹達鏞及び無窮の塔建立委員会会長の西郷隆秀の名で取得されることになったが、韓国側は秘密維持を目的として、日本側に韓国側の計画については具体的に伝えていなかった⁸¹。外務部はここに至り、慰霊塔建立は日帝によって犠牲になった韓国人を慰霊するためのものであるということを理由に、「どこまでも韓国国民によって推進されなければならない」という原則を持ち出し、日本人の関与を必要最小限にしなければならないとして、駐日大使館に西郷や発案者の高尾のこれまでの協力内容と必要性を具体的に報告することを指示した⁸²。

これに対し、塔建立委員会の構成を練っていた駐日大使館は、両者に対しては秘密維持のために具体的な韓国政府の慰霊塔建立計画は知らせてい

⁷⁷ 外務部亜州局「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립 문제 관계원 부처 실무자 회의」(1974年10月11日)、前掲『V.1 1974년』。

⁷⁸ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1974年10月14日)、前掲『V.1 1974년』。

⁷⁹ 外務部→大統領「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립문제」(1974年11月6日)、前掲『V.1 1974년』。

⁸⁰ 尹英九編、前掲書、1978年、173頁。

⁸¹ 前掲「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립문제」。

⁸² 外務部長官→駐日大使「文書名なし」(1974年11月19日)、前掲『V.1 1974년』。

ないが、建立許可取得において積極的に協調してきたとして、「今後建立工事を雑音なく進捗させるために彼らの継続的な協調が必要であるため、今新たに発足した『慰霊塔建立委員会』にも参与させる必要があると考えられる」と報告した⁸³。また、同じ電文においては、11月28日に委員会の創立総会が開催される予定であるが、建立委員会は、民団現役幹部を中心として構成し、西郷を顧問、高尾を副会長（3名中の1名）に選任することで、極めて形式的に事業に参加させるのみにし、どこまでも韓国側の主導下で推進することが伝えられ、委員会の会則及び構成名簿も添付されていた。

しかし、これを確認した外務部は、「慰霊塔建立の趣旨は、太平洋戦争中“徴兵”、“徴用”などの名目で強制連行され、日帝のために無念にも犠牲になった全ての韓国人の冤魂の冥福を祈ろうとするものだ」として、委員会設立の趣旨文などにあった「戦没」、「日本人（戦友）」という単語は削除するよう指示した。また、「慰霊塔は韓国人の手によって建立されるのが当然であり、会長級に日本人が含まれることは望ましくない」として、高尾は顧問などにすることが望ましいと示唆した⁸⁴。これを受けて、無窮の塔建立委員会は発展解消し、西郷、高尾の両人は顧問とする形で、11月28日に委員会が発足することとなった。この段階で、韓国側が建立費、日本側が建立のための官庁との諸手続き及び建立用地の確保と全ての交渉を担当することが内定し、慰霊塔の正式名称は「韓国人慰霊塔」とされることが決定された⁸⁵。このように、発案者が高尾であったにもかかわらず、韓国政府が関与することにより、日本人関係者が従属的な位置に置かれるという側面も出てくることになった。

また、この間に李殷相が碑文を送付したために、文化広報部が主催する

⁸³ 駐日大使→外務部長官「한국인 위령탑 건립 위원회 창립총회 개최」（1974年11月21日）、前掲『V.1 1974년』。

⁸⁴ 外務部長官→駐日大使「文書名なし」（1974年11月26日）、前掲『V.1 1974년』。

⁸⁵ 尹英九編、前掲書、1978年、174頁。

諮問委員会が12月26日に開催された。李殷相が送付したのは、詩の形式をとった「英霊たちに捧げる歌」(図4)と、本稿の初めに引用した説明文の2種類であったが、そのどちらにも修正が加えられた⁸⁶。説明文については、

「ここに徴兵、徴用された人々が1万余名 無数の苦衷を経ただけでなく、惨忍無道な日本人たちの手によってみな集団虐殺されてしまった」という文の傍点部分(韓国語原文は장인 무도한 일본인들의 손에 의하여 모두 다 집단 학살을 당하고 말았었다)が、「あるいは戦死もし、あるいは虐殺され、惜しくも犠牲の祭物になってしまった(혹은 전사도 하고 혹은 학살도 당하여 아깝게도 희생의 제물이 되고 말았다)」と修正された。虐殺事件の有無については、梁龜變参事官も沖縄現地を訪問した際に調査しているが、久米島の虐殺事件以外に虐殺事件は見つかっていないとしていることから⁸⁷、沖縄に連行された朝鮮半島出身者が「みな集団虐殺された」というのは事実とは異なるかと判断したものと考えられる。詩については、原文にあった



図4 石板に刻まれた李殷相の「英霊たちに捧げる歌」

(2019年6月23日、筆者撮影)
(備考) 10行目と11行目の間にあった部分が削除された。

⁸⁶ 外務部長官→駐日大使「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 건립 문제」(1975年1月7日)、前掲『오끼나와 한국인 위령탑 건립. 전3권 V.2 1975년』(韓国・外交部外交史料館、登録番号：8017、分類番号：722.6) (以下、『V.2 1975년』と略記)。修正された碑文は、この電文に添付されている。

⁸⁷ 前掲「오끼나와에서의 한국인 희생자등에 관한 조사보고」。ただし、真相調査団による報告書では、慶良間諸島などで朝鮮人軍属に対する虐殺(処刑)があったことは明らかになっていた。

「祖国のために十字架を背負い、屈服を嫌い死を甘受し（조국 때문에 십자가 등에 지고 굴복이 싫어 죽음을 달게 받으며）」及び「狂った犬のように暴れた悪夢の歴史 正義の溶鉱炉の中で灰となり（미친 개처럼 날뛰던 악몽의 역사 정의의 용광로 속에 재가 되고）」という部分が削除され、最初に削除された部分に続いていた「마지막 외마디（最後の一声）」が「祖国に向かって（조국을 향하여）」に変更された。この部分が削除・変更された理由が分かる史料は現在のところ見つかっていないが、実際の塔に刻まれた詩も、削除・変更後のものとなっている（図4）。

その後、在日朝鮮人の設計士の鄭^{チョン スサン}寿相が設計図を作成し、1975年4月9日には慰霊塔の起工式が開催された。ここには在日韓国大使館、那覇市議会、民団中央本部などから約80人が参加し、民族舞踊団も公演を行った。これに対し、朝鮮総聯は日朝国交正常化沖縄県民会議の名前で、韓国人慰霊塔建立に反対する声明を^{うだい}発表した⁸⁸。また、評論家の藤島宇内は、雑誌『現代の眼』に「韓国」と沖縄を結ぶ心理作戦」という論考を寄せ、「かつての朝鮮に対する旧日本帝国主義の植民地支配の犠牲者を、今日の新しい日本帝国主義の「韓国」に対する再侵略と関係をつけずに、過ぎ去った昔の話として慰霊することは、朴政権の心理作戦の一つであり、日本政府や大企業や軍国主義勢力もそれに協力している」と批判した。「新しい日本帝国主義の再侵略」は、日本企業の韓国への進出を指しており、過去を「慰霊」、「反省」という「良心」の煙幕で新たな植民地主義をごまかすことで、「過去の侵略の代償という口実によって朴政権はより多くの「援助」を日本政府から出させることができるし、それによって日本の企業は対「韓」経済侵略をよりいっそう行うことができ、日本の「韓国ロビー」のふところも大いにうるおう」という見方に基づくものであった⁸⁹。藤島は、

⁸⁸ 駐日大使→外務部長官「文書名なし」（1975年4月9日）、前掲『V.2 1975년』。

⁸⁹ 藤島宇内「韓国」と沖縄を結ぶ心理作戦『現代の眼』16巻6号、1975年6月、143頁。

真相調査団の一人として朝鮮人強制連行虐殺調査に加わっていたが、「韓国人慰霊塔」建立については、非常に批判的であったのである。しかし、工事は順調に進み、8月半ばには完工するに至った。

(2) 慰霊塔除幕式の開催

それでは、この慰霊塔の除幕式はどのような場となったのだろうか。除幕式の開催日は、当初は同時期に沖縄で開催されていた海洋博覧会で設定された「韓国週間」の時期に合わせ、10月3日とすることが予定されていた⁹⁰。しかし、朝鮮総聯や左翼系の過激分子が塔を破損しようとする動きがあり、そのための警備は韓国側で担当する必要があること、また8月中は海洋博覧会のために航空券の予約が不可能であり、9月後半は他の行事のために参加者が少なくなるということから、期日は9月2日（後に3日）に変更された⁹¹。さらに、外務部は「慰霊塔は民族の精神を反芻する（되새기느）永遠の記念碑であるだけでなく、閣下（朴正熙）の特別な関心と配慮によって建立されたものである」ということから、慰霊塔建立の意義と性格に照らし、政府要人として高在泌保健社会部長官が参加することを提案し、8月28日に大統領の裁可を受けた⁹²。

このような経緯を経て9月3日には慰霊塔除幕式が開催され、在沖韓国人、戦友、県代表、関係者など約120人が参加した。ただし、朝鮮総聯が事前に声明を発表したため、朝鮮総聯や革新系の人々の妨害を恐れ、300人以上からなる嚴重な警備態勢が敷かれた。声明の内容は、「沖縄県民が二度と再び戦争を引き起こさないという強い決意と願いをこめて」造った戦跡公園に、「好戦家であり、人民弾圧の元凶で〔ある〕朴正熙一味が、‘韓国’

⁹⁰「沖縄의 韓国人 위령탑」『中央日報』1975年8月7日（前掲『V.2 1975년』に所収）。

⁹¹駐日大使→外務部長官「文書名なし」（1975年8月9日）、前掲『V.2 1975년』。

⁹²「오끼나와 한국인 희생자 위령탑 제막에 즈음한 아국 정부대표 파견」（1975年8月26日）、前掲『V.2 1975년』。

人慰霊塔を建立したことは大変な問題」だとしたものであり、具体的な問題点としては、①朴政権が強制連行された人々は「韓国」人ではなかったのに、それを「朴ファッショ政権が政治の道具として利用しようとして」おり、それでは彼らの霊は慰められず、真の慰霊は朝鮮が自主的平和統一を達成した後に行われるべきこと、②朴政権が軍事的な意図から沖縄に対する接触度を密にしており、慰霊塔を日本政府援助引き出しの道具として利用しようとしていることなどが挙げられていた⁹³。これは、先に見た藤島の指摘とも共通する見方であった。

一方、除幕式においては、民団本部民生局長による開会辞が述べられた後、国民儀礼、慰霊読経、関係者による除幕に続き、関係各者がそれぞれ記念辞を述べた。冒頭に挨拶した尹達鏞民団団長は、高尾、西郷らの慰霊塔建立への支援について、「真の韓日親善が実を結んだ」と高く評価しつつ、「韓国の安保は日本の安全に直結する重要な課題である。韓国安保に関連の深い沖縄に韓国人慰霊塔が建立された意義もそこにある」と述べた⁹⁴。安保と沖縄の関係については、外務部が当初から言及していたことであったが、民団にも同様の意識が共有されていたことは興味深い。一方、政府代表として参加した社会保健部の高在泌長官は、「この慰霊塔の建立を契機にこの地上で再び戦争の悲劇を起こさぬことを改めて確認し、韓日両国間の協力関係をより強固なものにすることが犠牲者に報いる道であり、ここに慰霊塔建立の意義がある」と述べ、安保との関係は口にしなかった⁹⁵。

このような中、最後に沖縄戦生存者代表として挨拶した高尾常彦の追悼辞は、戦場での朝鮮半島出身者との出会いについての回想も交えた、亡くなった「戦友」への思いにあふれたものであった⁹⁶。後に韓国人慰霊塔建

⁹³ 「政治の道具に利用」『琉球新報』1975年9月3日、2面。

⁹⁴ 「韓国人慰霊塔」を除幕『韓国新聞』1975年9月6日、1面。

⁹⁵ 「沖縄 韓国人慰霊塔が除幕」『統一日報』1975年9月5日、3面。

⁹⁶ 尹英九編、前掲書、1978年、193～196頁。

立を記念して出版された『鎮魂』の建立趣旨の部分にも、以下のような文章が含まれている。

〔前略〕私共戦火の中から苦難を共にしてやっと生き延びた同志達は、亡き韓国出身犠牲者の霊に思いをはせ慰霊塔を建立し、その霊をお慰めしたいと考えました。

これは日本人が過去の悲惨な戦争を再び繰り返さないとの決意と、戦争がやゝもすれば過ぎた日の悲劇として忘却されようとしている現在、自からの反省と平和への祈念であらしめたいと思うためであります。そして進んではこの韓国人慰霊塔の建立が日韓両国民の心からなる友好親善のシンボルであらしめたいと思うのであります⁹⁷〔引用文は原文ママ〕。

趣旨文には、この計画が終戦後沖縄で韓国人犠牲者の遺骨収集に当たった時からの懸案だったが、諸般の事情で実現できなかったところ、韓国政府と民団の全面的な賛同と協力により建立できたということも記されている。こうして、関係者の様々な思惑が交錯する中、慰霊塔は完成した。

(3) 具仲会一家の遺骨返還

最後に、一連の出来事の発端にあった久米島事件の被害者である具仲会一家の遺骨の返還が、どのようになされたのかということを確認しておきたい。

第1節(3)で述べたように、釜山総領事が9月28日に遺族代表である鄭甲出を招致し、秋に沖縄に遺骨調査団を派遣する予定があり、その際に調査に当たることなどを伝えた際、鄭は遺骨の引取りに関し、出来る限り好

⁹⁷ 尹英九編、前掲書、1978年、171～172頁。

意的に取り計らうことと、弔慰金ないし見舞金等何等の形で日本政府の気持ちを示すことを要望していた。その後、厚生省が11月24日に具仲会一家の遺骨が那覇市の八幡神徳寺に安置されていることを確認し、12月に援護局係官を沖縄に派遣し、沖縄全県の遺骨収集調査を行う予定であり、その時に一家の遺骨を東京に持参する意向であるとして、外務省に遺族の意向を確認することを求めた。ただし、具仲会の妻であった沖縄人の知念ウタの遺骨については、すでに知念の遺族が引き取ることが決定されていた。具仲会及びその子供の遺骨については、援護局係官が東京に持参した後、韓国に送り届ける予定であったものと思われる⁹⁸。

しかし、釜山総領事館職員が日本側の意向を具仲会の遺族に伝えたところ、遺族側は事件調査などのために沖縄を訪問することを希望し、日本側の援助を求めた。総領事館職員が援助は不可能であると伝えると、遺族側は、遺骨の引取りにあたっては日本側の補償金あるいは見舞金が出るべきであり、そうでなければ今後マスコミを通じ世論に訴えるとともに裁判所にも提訴すべく弁護士と相談中であるとして、これに応じなかった⁹⁹。

釜山総領事から報告を受けた外務省は、厚生省と協議した上で、遺骨については当分の間那覇に安置しておくという方針を決定した。また、具仲会の遺族の沖縄訪問に対する旅費の支給については、日本人遺族の場合でも先例がないため、要望には応じ難いとし、補償問題についても、援護法の適用対象とならず、現行法令では救済の根拠法規がないとして、従来遺骨の引渡しに際し交付してきた大使ないしは総領事からの寸志以上のことはできないとした¹⁰⁰。援護法の適用とならない理由は、甥である具滋植が

⁹⁸ 大平正芳外務大臣→在釜山田村総領事、電報第198号「沖縄虐殺事件韓国人被害者の遺骨引取り」（1972年11月25日）、前掲『旧軍関連案件』。

⁹⁹ 在釜山田村総領事→大平正芳外務大臣、電報60921号「オキナワぎゃくさつ事件韓国人被害者の遺こつ引取り」（1972年12月5日）、前掲『旧軍関連案件』。

¹⁰⁰ 大平正芳外務大臣→在釜山田村総領事、電報第206号「沖縄虐殺事件韓国人被害者の遺骨引取り」（1972年12月12日）、前掲『旧軍関連案件』。

韓国人であること、遺族給与金支給対象となりうる具仲会の直系尊卑属ではないことであり、条約上は昭和40年12月発効の日韓請求権協定2条第1項によって両国間の請求権に関する問題は完全かつ最終的に解決されたことが確認されているため、遺族は日本政府に対し何らの請求権も持たないと解されるとされた。ただし、「人道的見地からみて極めて同情に値する事件であること、韓国国民感情に強く訴えるところがあること、日本国内においてもこの種事件が国会で追及され、さらには日弁連等の調査活動の動きもあること等諸般の事情にかんがみ」、できれば関係各省間で何等かの救済方法を検討したい、とされた。また、韓国国民世論に与える影響を考慮したうえ、必要以上のパブリシティを与えないよう念押しがなされた¹⁰¹。

外務省に所蔵されている久米島事件関連の史料はここで途切れているため、その後関係各省間で救済方法が検討されたのかどうかは確認することができない。しかし、結論からいえば、遺骨の返還は、1977年12月末に持ち越されることとなった。この遺骨の返還に尽力したのは、韓国人慰霊塔奉安会の事務局長となった高尾常彦であった¹⁰²。さらに、甥である具滋植及びその妹が久米島を訪問することが可能になったのは、そこからさらに10年を経た1987年11月末となった。訪問当時、具滋植は77歳となっていた¹⁰³。

おわりに

以上みてきたように、韓国人慰霊塔の建立は、韓国政府、民団、高尾常彦を中心とした日本人有志の様々な思惑が重なり合う中で実現したもので

¹⁰¹ 大平正芳外務大臣→在釜山田村総領事、電報第208号「沖縄虐殺事件韓国人被害者の遺骨引取り」（1972年12月19日）、前掲『旧軍関連案件』。

¹⁰² 「33년 만에 “無言” 의 歸郷」『東亞日報』1977年12月26日、7面。

¹⁰³ 「「むごい」泣き伏す遺族」『朝日新聞』1987年11月25日、30面。

あった。冷戦体制の中で、北朝鮮との関係を強く意識していた韓国政府にとって、慰霊塔建立の目的は「沖縄に北朝鮮及び朝鮮総聯の浸透を防止する一方、北朝鮮よりも先に慰霊塔を建立することで大韓民国政府の正統性と唯一性を誇示する」ことであった。また、北朝鮮と沖縄の革新勢力の結びつきを警戒していた韓国政府の認識によれば、慰霊塔建立許可を得る対象である沖縄知事及び沖縄県庁職員は革新系であるため、韓国政府に許可を出さない可能性があるともみなされた。このため、同時期に浮上した日韓両舞踊団による慰霊塔建立計画に便乗し、民団及び高尾、西郷のような日本人篤志家を前面に立てることになった。当時沖縄では韓国政府が沖縄を安全保障上の理由で重視しているということは、一般的にはあまり認識されていなかったため、韓国政府が単独で慰霊塔の建立許可を得ようとした場合に、屋良及び沖縄県庁職員が韓国との対立関係を理由にこれを許可しない可能性があったかどうかは疑わしいが、韓国政府だけではなく、日本側、沖縄側からも協力が得られたことは、滞りない塔の建立につながったと考えられる。

一方、発案者の高尾にとっても、韓国政府及び民団の援助は得難いものであったと考えられる。舞踊団の資金力はそれほど大きくなく、募金を集めたところでも、韓国政府の10万ドルの支援を上回る金額を集められたとは考えにくい。高尾が追悼辞で「われわれは地下に眠る皆様の魂に代って、慰霊塔建立に協力して下さった方々に対して心の底から感謝を申し上げます」と述べているように、韓国政府の意図がどうであれ、高尾にとっては塔の建立が実現したこと自体が喜ばしいことであったと思われる。高尾はその後1977年に久米島事件の犠牲者である具仲会の遺骨の返還に協力するなど、日韓親善のための努力を続けた。冷戦体制の中で沖縄と韓国との関係が規定されていた中、沖縄戦の記憶を媒介として日韓の友好が模索されていたことは、注目されるべき点ではないだろうか。

また、民団にとっても、慰霊塔の建立は望ましいことであったと考えら

れる。高尾が慰霊塔建立を提起したのと同じ日に、詩人の李沂東^{イギドン}が寄稿した「沖繩に同胞の慰霊碑を」という文が掲載され、その中でおそらく1973年の2月に全世均^{チョンセギョン}沖繩民団団長と会い、沖繩の慰霊碑建立について話し合ったということが書かれているためである。ただし、この文の最後には書かれているのは、「民団でやらなければならずこの慰霊碑の件は総聯でやるもの」という認識で二人が一致したということであった¹⁰⁴。民団に関して、韓国政府と同様に朝鮮総聯との対抗意識から、熱心に協力した面があったといえるだろう。

韓国政府の韓国人慰霊塔の建立に対する積極性は、同時期に広島に建立された「韓国人原爆犠牲者慰霊碑」と比較することでより明らかになると思われる。広島の慰霊碑は、自身が被爆者であり、原爆によって子ども及び甥3人が犠牲となった、広島市在住の尹炳道^{ユンビョンド}が提起して建立された。尹は、戦後二十年になるのに韓国人犠牲者のための慰霊碑がないことを嘆かわしく思い、2年がかりで70人の発起人を集め、広島市長の協力も得、建立基金は募金活動によって集めた。当初は朴正熙大統領に碑文の揮毫を依頼したが、多忙のため李孝祥^{イヒョサン}大韓民国国会会議長国会議長が揮毫することになり、碑の除幕式には金在権^{キムジュグォン}公使らが参加することとなった¹⁰⁵。1970年は、朴正熙政権が在韓米軍撤退問題で揺れていた時期であり、慰霊碑の建立に関与する余裕がなかったとも考えられるが、いずれにしても当時の韓国政府にとって最重要であったのは、安全保障問題であったといえるだろう。

このような中で、本来ならば最も重視されるべき沖繩戦の犠牲者及び被害者、そして犠牲者の遺族は、具滋植の例のように、置き去りにされるこ

¹⁰⁴「沖繩に同胞の慰霊碑を」『韓国新聞』1974年2月16日。

¹⁰⁵「全国在日朝鮮人教育研究協議会・広島」有志、ピカ資料研究所編『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』碑の会、1989年、26、28～30頁。

ととなってしまった。沖縄の摩文仁という激戦地に韓国人慰霊塔が建立されたことは、沖縄戦中に朝鮮半島出身者が犠牲になったことを後世に伝える上では意義があるものであり、そこには高尾常彦のように真摯に犠牲者の慰霊のために碑の建立に取り組んだ人物がいなかったわけではない。しかし、朝鮮半島の南北の対立という体制が続く中で建立された塔の政治性や、犠牲者が等閑視されてしまった点は、見直される必要があると考えられる。また、富村順一が提起したように、沖縄戦中に朝鮮人が多数犠牲となったことを把握しつつも、時効などを理由として明確な対応を取ってこなかった日本側の責任も、問い直す必要があるだろう。

近年、第二次世界大戦の終戦前に、朝鮮人の遺骨が日本人の遺骨と共に沖縄県本部町健堅に仮埋葬されていたことが発見され、2020年2月には韓国、台湾、日本の民間団体の共同作業により、発掘作業が行われた¹⁰⁶。遺骨を発掘するには至らなかったが、このような取り組みに対する関心が広がるのが、植民地体制、そしてその後の冷戦体制の下で不可視化されてきた人々への、本当の意味での慰霊につながるのではないだろうか。

[付記]

本稿は、JSPS 科研費（研究課題番号18J00693）による成果の一部である。また、本稿の執筆にあたっては、編者の太田修先生の科研研究会の他、2019年度同時代史学会大会、朝鮮史研究会関西西部会例会等でも報告の機会を頂き、参加者の方から貴重なコメントを頂いた。しかし、時間不足のために十分に反映させることができなかった部分が多いため、今後の課題としていきたい。コメントを下された方々には、この場を借りて改めて深くお礼を申し上げたい。

¹⁰⁶ 本部町の朝鮮人遺骨発掘の背景や経緯については、沖本富貴子、前掲書、2020年、48～57頁；「本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」記録集編集委員会編『埋められた歴史・記憶を探し求めて——本部町健堅で出会った東アジアの人々の記録』「本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」事務局、2021年を参照。

参考文献

○史料

〈外務省外交史料館所蔵〉

『旧軍関連案件（久米島における旧日本軍による韓国人虐殺事件）』（分類番号：2010-4108）。

〈韓国・外交部外交史料館所蔵〉

『제외공관 설치-나하（오끼나와, 일본）영사관』（登録番号：5820、分類番号：722.31）。

『오끼나와 한국인 위령탑 건립. 전3권 V.1 1974년』（登録番号：8016、分類番号：722.6）。

『오끼나와 한국인 위령탑 건립. 전3권 V.2 1975년』（登録番号：8017、分類番号：722.6）。

○新聞

『朝日新聞』、『沖繩タイムス』、『琉球新報』、『韓国新聞』、『朝鮮時報』、『統一日報』、『東亞日報』、『中央日報』、『로동신문』

○著書・論文

〈日本語〉

井出孫六「行為の語る思想——富村順一の獄中手記によせて」『思想の科学 第6次』8号、1972年9月。

上江洲盛元編著『太平洋戦争と久米島』私家版、2005年。

沖本富貴子編著『沖繩戦に動員された朝鮮人——軍人・軍属を中心にして——』アジェンダ・プロジェクト、2020年。

呉世宗『沖繩と朝鮮のはざまで——朝鮮人の〈可視化／不可視化〉をめぐる歴史と語り』明石書店、2019年。

金美恵「沖繩戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑（塔）・追悼碑に関する研究ノート」『地域研究』20号、2017年12月。

久米島訴訟を支える会事務所編『久米島の虐殺』久米島訴訟を支える会、1979年。

桑田博「沖繩の虐殺に国家賠償を」『現代の眼』16巻7号、1975年7月。

高賢来「1950年代の韓国・沖繩関係——反帝国主義、独立、そして米軍基地」『琉球・沖繩研究』4号、2013年3月。

小林聡明「沖繩返還をめぐる韓国外交の展開と北朝鮮の反応」竹内俊隆編著『日米同盟論——歴史、機能、周辺諸国の視点』ミネルヴァ書房、2011年。

「全国在日朝鮮人教育研究協議会・広島」有志、ピカ資料研究所編『資料・韓国人原爆犠牲者慰霊碑』碑の会、1989年。

第二次大戦時沖繩朝鮮人強制連行虐殺真相調査団編『第二次大戦時沖繩朝鮮人強制連行

- 『虐殺真相調査団報告書』第二次大戦時沖繩朝鮮人強制連行虐殺真相調査団、1972年10月。
- 崔慶原『冷戦期日韓安全保障関係の形成』慶應義塾大学出版会、2014年。
- 富村順一『死後も差別される朝鮮人——沖繩で虐殺された朝鮮人の慰霊塔を建立するために』私家版、1973年9月。
- 「悲しむべき民族」沖繩在朝鮮人久米島々民虐殺痛恨碑建設実行委員会編『哀号！あきよう！天皇！！』沖繩在朝鮮人久米島々民虐殺痛恨碑建設実行委員会、1974年。
- 成田千尋「朴正熙政権の集団防衛構想と沖繩返還問題」『コリア研究』7号、2016年3月。
- 「日韓関係と琉球代表 APACL 参加問題」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係——「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年。
- 福木詮「沖繩から韓国をみる」『法学セミナー』232号、1974年12月。
- 藤島宇内「『韓国』と沖繩を結ぶ心理作戦」『現代の眼』16巻6号、1975年6月。
- 「本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」記録集編集委員会編『埋められた歴史・記憶を探し求めて——本部町健堅で出会った東アジアの人々の記録』「本部町健堅の遺骨を故郷に帰す会」事務局、2021年。
- 山田昭次・柳光守（対談）「強制連行の実態を明らかにした朝・日合同の現地調査」『月刊イオ』196号、2012年10月。
- 尹英九編『鎮魂』韓国人慰霊塔奉安會、1978年。
- 劉仙姬『朴正熙の対日・対米外交——冷戦変容期韓国の政策、1968～1973年』ミネルヴァ書房、2012年。

〈朝鮮語〉

- ナリタ チヒロ「한국 정부의 대 (對) 오키나와 인식의 변화에 대한 검토 -1948년~1975년을 중심으로」『제14차 코리아학 국제학술토론회 논문집』2019年。
- 신주백「한국근현대사와 오키나와 -상훈과 기억의 연속과 단절」『한국민족운동사연구』50号、2007年3月。
- 尹德敏「美日 오키나와 返還協商과 韓國外交 -오키나와返還에서 보는 韓國의 安保를 둘러싼 韓美日의 政策研究-」『國際政治論叢』31輯、1992年5月。
- 임경화「오키나와의 아리랑 -미군정기 오키나와의 잔류 조선인들과 남북한」『大東文化研究』89輯、2015年3月。
- 「'분단' 과 '분단' 을 잇다 -미군정기 오키나와의 국제연대운동과 한반도-」『상허학보』44輯、2015年6月。

○その他

「NPO 法人 沖縄恨之碑の会」(<https://hannohinokai.jimdofree.com/>)

「国会会議録検索システム」(<https://kokkai.ndl.go.jp/>)

고바야시 소메이 「오키나와 반환과 한반도」 『동북아역사재단 뉴스레터』 (2011年6月号)
(<https://www.nahf.or.kr/webzine/view.do?cid=26986>)